学校感染症による出席停止について

学校感染症は、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法に定められた感染症のことをいいます。児童が感染症にかかった場合、本人の休養と他への伝染・流行を防ぐため、 出席停止(欠席日数に含まれません)の処置をとることになっております。

万一、お子さんが感染症と診断された場合は、医師の登校許可が出るまでは出席停止となります。 裏面の出席停止期間を参考に、ご家庭でゆっくり休養させてください。

なお、医師より登校の許可が出ましたら(口頭でよい)、下記の登校届を保護者の方が記入し(インフルエンザの場合は型まで、型が不明の場合は「型は不明」と記入)、登校の際に学級担任へ提出してください。

- ・学級休業中の発症の場合も提出してください。
- インフルエンザの場合は発症した日から数えて5日間は出席停止となりますので最短で6日間は学校を休む形となります。

登 校 届

足利市立毛野小学校長	様
	101

年	組	番	児童氏名

病名							
診断を受けた病院							
症状が出た日	令和	年	月	⊟()		
診断された日	令和	年	月	⊟()		
学校を休んだ期間	令和	年 月	⊟() ~	月	⊟()

医師の許可が出ましたので登校します。

	令和	年	月	
保護者氏名				(